

令和8年8月3日

自治会長 各位

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

会 長 日 比 繁 樹

(公印省略)

住宅用火災警報器設置促進事業について（ご案内）

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の事業各般に対し格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、地域における見守りネットワークの充実と要支援者の安心安全の確保を目的に平成28年度から令和元年度までの3年間「火災警報器設置促進事業」を実施し、自治会関係者により多くの要支援者世帯に火災警報器を設置いただきましたが、火災警報器の老朽化や電池の標準寿命である10年を経過する時期を迎えることから、改めて下記のとおり「住宅用火災警報器設置促進事業」を実施いたします。

つきましては、別添実施要綱をご覧ください、米原市避難行動要支援者名簿（同意者）を基に訪問などを通じて設置希望者をお取りまとめいただき、申請くださいますようご案内いたします。

なお、米原市へ避難行動要支援者名簿への登録申請中の方でも、市への照会により対象とさせていただきますので、この機会に必要と思われる方へ登録をお勧めください。

記

1) 事業実施期間

令和8年9月1日から令和11年3月31日（令和8年度、令和9年度、令和10年度）

2) 設置対象世帯および配布数

米原市避難行動要支援者名簿（同意者）に登録する者の内、設置を希望する者1人につき1個

3) 配布に係る費用

無料 ※この事業は、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金を財源に実施します。

4) 配布する条件

原則、自治会関係者が設置対象者宅内へ火災警報器を設置すること

5) その他

- ①本事業により配布する個数以上の火災警報器の設置や、本事業の対象とならない世帯への設置を希望される場合は、別途ご案内する代理購入（有料）をお申し込みください。
- ②本事業の実施にあたり、設置希望者の把握のための訪問や自治会関係者で行う会議などは、本会地域福祉活動補助金における見守り活動に該当します。補助金の変更申請が必要となる場合がありますので、合わせてご相談ください。